

# ご使用のきまり

——— 各種手続きについて ———

令和5年1月11日 改訂

**飯盛霊園組合 管理課**

〒575-0012 四條畷市大字下田原448番地

電話 0743-78-1195

FAX 0743-78-1196

<https://iimoreienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

## 目 次

### ご使用のきまり

墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳	3
使用の制限	3
埋蔵物の制限	3
使用权の承継	4
使用許可の取消	4
使用权の消滅	4
維持費について	5
墓所内の清掃等について	5

### 各種手続きについて

埋蔵（お墓に遺骨を納骨するとき）	6
住所等を変更したとき	8
墓所使用許可書を紛失したとき	8
承継（使用者が亡くなり、祭祀を引き継ぐとき）	9
返還（お墓が不要になったとき）	10
お墓を継ぐ人がいなくなる場合	11
石材店について	11
囲障（巻石）や墓碑等を設置する場合	12
墓石等に刻入する文字について	12
墓碑等を設置する場合の制限	13

## お願い

お供えについて	17
ゴミの減量について	17
手桶などの用具について	18
ペットを連れての墓参について	18
墓参の際のご注意	18
火災の予防について	18

## その他

墓所位置照会業務について	19
霊園だよりの発行について	19
ホームページについて	19

## 飯盛霊園条例、飯盛霊園条例施行規則（抜粋）

飯盛霊園条例、飯盛霊園条例施行規則（抜粋）	20
-----------------------	----

## ご使用のきまり

### 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳

墓所の使用を許可した証として「墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳」を交付します。

使用許可書は、墓所の使用权を証明する大切な証書です。ご遺骨を埋蔵する場合やお墓の工事をする場合など諸手続の際に必要となります。

使用許可を受けた人（使用者）が保管し、決して他人に預けたり貸したりするようないことはしないでください。

使用許可書を紛失または汚損された場合は、再交付の手続をしてください。

### 使用の制限

霊園の諸施設は、使用者自らが**祭祀を行うための目的以外**に使用することはできません。

- ・墓所使用权の共有はできません。
- ・墓所使用权の譲渡、贈与、転貸、売買はできません。
- ・祭祀を主宰されない方への承継（使用权の引継ぎ）はできません。

※「祭祀を主宰する」とは、故人のご遺骨を守り、故人の祭日（命日等）に中心となって祭事（法事等）を行うことです。

### 埋蔵物の制限

墓所には次の物以外は埋蔵することができません。（犬などの動物は埋蔵できません。）

- 1 焼骨
- 2 遺髪、爪等

### 3 焼骨を埋蔵してあった部分の土

#### 使用権の承継

使用者の死亡等により祭祀を引き継ぐ場合は、速やかに承継申請し許可を受けてください。

#### 使用許可の取消

次に該当するような場合は、使用許可を取り消すことがあります。使用許可が取り消された場合、使用者は使用墓所を原状に復し組合に返還しなければなりません。

- 1 使用許可を受けた目的以外に使用したとき
- 2 使用許可を受けた日から囲障（巻石）を設置しないで3年を経過したとき
- 3 維持費を納入期限から4年を過ぎても納付しないとき
- 4 使用墓所を転貸し、または使用権を譲渡したとき
- 5 その他、法令・条例・規則等に違反したとき

#### 使用権の消滅

次のような場合は使用権が消滅します。

- 1 使用者が死亡された日から4年を経過しても、承継者（現使用者の祭祀を引き継ぐ方）から申請がないとき
- 2 使用者の住所が不明となって7年を経過したとき（届出住所に郵便物等が届かない状態を含みます。）

(使用権が消滅した場合は無縁墓所とみなし、埋蔵遺骨の改葬をおこない所在物件を移転することがあります。)

## 維持費について

維持費は、霊園の広場、園路、樹木等共用部分全体を維持、管理するための費用等に充てるもので、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。従いまして使用墓所内の清掃および墓碑等の管理は各使用者ご自身でおこなってください。

「短期分納（3年分）」と「長期分納（20年分）」のいずれかを選択し前納していただきます。

納入通知書は、納入期日の約1か月前に送付させていただきます。納入通知書に記載された取扱指定金融機関の窓口または組合窓口で、納入期日までに必ず納付してください。

維持費を納入された場合は、墓所使用許可書の維持費欄に納入事項の記入を受けてください。

なお、維持費の金額は、必要に応じて改定される場合がありますが、この場合でも、すでに納められた期間の分については、追加請求はいたしません。

## 墓所内の清掃等について

使用墓所内を常に清掃し、清潔に保つよう心掛けてください。墓所内に植樹する場合は、落葉や根などにより近隣の墓所に迷惑がかからないよう十分な管理をしてください。

また、墓所内に生えた雑草等が伸びると近隣の墓所に迷惑がかかることにもなりますので、墓石を建立していない場合にも、除草するなどの手入れを怠らないよ

うにしてください。

設置された巻石や霊標等も年月を経ると傾いたりするなどして、周囲に危険を及ぼすような場合があります。墓所内に設置したものが他人に危険を及ぼす恐れがある場合は、すみやかに修理するようにしてください。

## 各種手続きについて

※手数料は令和5年1月現在のものです。

### 埋蔵（お墓に遺骨を納骨するとき）

ご遺骨を墓所に埋蔵される時は、墓地、埋葬等に関する法律及び霊園規則により、組合への届出が必要です。使用者が祭祀している遺骨でなければ、埋蔵することはできません。

下記の必要書類を提出し、埋蔵歴記録帳に埋蔵事項の記入を受けてください。届出がなければ組合で墓籍の管理ができませんので、必ず手続きをしてください。

#### （手続きに必要なもの）

- ◇ 埋蔵許可申請書（組合事務所窓口にあります。）
- ◇ 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- ◇ 火葬許可証（火葬執行済証明のあるもの）または、改葬許可証
- ◇ 手数料・・・800円

※祭祀の事実を確認するために事情説明書等をお願いすることがあります。

## ■遺骨の改葬（他の墓所等からご遺骨を移される時）

改葬とは、墓所などに一度埋蔵した遺骨を別の墓所などに移すことをいい、「改葬許可証」が必要となります。

「改葬許可証」は、現在遺骨が納骨されている墓地のある地の市町村が発行します。

手続の詳細は事前に当該市町村役場にお問い合わせください。

### （改葬 手続きの順序）

#### ①「改葬許可申請書」の入手

現在、遺骨が埋蔵されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可申請書」の用紙をもらう。

※用紙は組合事務所窓口にも用意しておりますが、地域によって使用できない場合があります。

#### ②「埋蔵・収蔵証明書」の発行

現在、遺骨が埋蔵されている墓地等の管理者に申し出て、「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらう。（改葬許可申請書に埋蔵の証明欄がある場合もあります。）

#### ③改葬許可の申請

現在、遺骨が埋蔵されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可」の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けてください。

（遺骨の改葬先を確認するために、使用許可書の提示を求められることがあります。市町村によっては受入証明書が必要な場合もありますので、この場合は組合事務所にお問い合わせください。）

#### ④遺骨の引き取り

遺骨が埋蔵されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください。

(注意) 土葬していた遺骨を改葬し当霊園に埋蔵する場合は、火葬する必要があります。

#### ⑤遺骨の埋蔵

飯盛霊園の窓口で納骨の手続きをして、墓所に遺骨を納骨してください。

#### 住所等を変更したとき

住所（住居表示変更を含む）や本籍地、氏名を変更されたときは、すみやかに組合へ届出をお願いします。

届出をされない場合、組合からの郵便物が届かずに、住所不明扱いとなる場合があります。住所不明のままで7年が経過しますと、霊園条例第14条によって使用権が消滅することにもなりますので、特にご注意ください。

#### (手続きに必要なもの)

- ◇ 住所等変更届出書（組合事務所窓口にあります。）
- ◇ 墓所使用許可書
- ◎ 本籍・氏名変更のとき・・・戸籍抄本（コピー可）
- ◎ 住所変更（転居）のとき・・・住民票の写しや運転免許証、健康保険証など、公的機関により発行された証明書（コピー可）
- ◎ 住居表示変更のとき・・・住居表示変更証明書（コピー可）

#### 墓所使用許可書を紛失したとき

「墓所使用許可書」を紛失または汚損したときは、再交付の手続きをしてください

い。

使用許可書は、墓所の使用権を証明する大切な証書です。ご遺骨を埋蔵する場合やお墓の工事をする場合など諸手続の際に必要となります。使用許可を受けた人（使用者）が保管し、決して他人に預けたり貸したりするようなことはしないでください。

#### （手続きに必要なもの）

- ◇ 墓所使用許可書再交付申請書（組合事務所窓口にあります。）
- ◇ 使用者本人が申請に来られる場合・・・使用者本人を確認できる書類  
（運転免許証・パスポート等）
- ◇ 使用者以外の方が申請に来られる場合・・・実印及び印鑑登録証明書
- ◇ 手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 810円

#### 承継（使用者が亡くなり、祭祀を引き継ぐとき）

墓所の祭祀を承継して使用される場合は、墓所承継使用許可申請をして、組合の許可を受けてください。

また、承継者は現使用者の祭祀についても主宰者であることを原則とします。

※祭祀の主宰者とは、前使用者からお墓を引き継ぎ守っていくとともに、法要等の施主を務めるなど、前使用者及び祖先などの供養をおこなっていく者のことをいいます。

現使用者が死亡されてから、4年を経過しても承継者からの申請がない場合は、霊園条例第14条によって使用権が消滅してしまいますので、くれぐれもご注意ください。

### (手続きに必要なもの)

承継者と現使用者との続柄や承継事情によって提出していただく書類が異なります。承継申請される場合は、必ず事前に組合事務所に必要書類をご照会ください。

### (書類の例)

- ◇ 墓所承継使用許可申請書（組合事務所窓口にあります。）
- ◇ 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- ◇ 承継者の戸籍謄本・実印及び印鑑登録証明書
- ◇ 承継者と現使用者との続柄がわかる戸籍
- ◇ 現使用者の死亡事項が確認できる書類
- ◇ 承継者の指定のある遺言書
- ◇ 葬儀の領収書など、現使用者を祭祀していることが確認できる書類
- ◇ 手数料・・・・・・・・・3,000円

※事情によっては承継者以外の方の署名・実印捺印、現使用者の相続人が全員確認できる戸籍の提出をお願いすることがあります。

### 返還（お墓が不要になったとき）

他の霊園を確保したり、遠隔地に転居したりするなどの理由で当霊園の墓所が不要となりましたら、返還の届出をお願いします。

**墓所の使用権は、譲渡したり転貸したりすることは一切できません。**

墓所を返還される場合は、遺骨を改葬するとともに、使用していた墓石などを撤去し原状に復していただく必要があります。

返還いただきますと、墓所の使用状態により、下記により既納の使用料を還付することができます。

使用許可時よりの経過年数	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の年数	既納使用料の <b>3分の2</b> の額	既納使用料の <b>3分の1</b> の額
3年を超え6年以内の年数	既納使用料の <b>2分の1</b> の額	既納使用料の <b>4分の1</b> の額
6年を超える年数	既納使用料の <b>3分の1</b> の額	既納使用料の <b>6分の1</b> の額

維持費は永代維持費または長期分納維持費を納入されている場合に限り、使用期間分を年単位で差し引き、残額を還付することができます。

注:「既使用」とは、石碑又は木標を建立した状態をいいます。巻石を施工しただけの状態は「未使用」として扱います。

### (手続きに必要なもの)

返還申請される場合は、必ず事前に組合事務所に必要書類をご照会ください。

#### (書類の例)

- ◇ 墓所返還届 (組合事務所窓口にあります。)
- ◇ 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- ◇ 実印及び印鑑登録証明書

※墓所の使用状況によりその他の書類の提出をお願いする場合があります。

### お墓を継ぐ人がいなくなる場合

「祭祀を引き継ぐ人がいない」等の理由で墓所の返還をされる場合には、合葬墓「虹の丘」(飯盛霊園が管理する合葬式墓地)への改葬を申請することも可能です。

「虹の丘」は、飯盛霊園組合が管理する、承継者を必要としないお墓で、単身者や承継者のいないご夫婦等にも安心して使用いただける墓所です。

祭祀の将来が心配なときは、組合事務所にご相談ください。

### 石材店について

当霊園では石材業者の指定制度や登録制度は採用していません。

当霊園の規則を守っていただける業者であれば全国どこの石材業者でも施工できます。ただし、当霊園で初めて施工する石材業者には、規則をお知らせする必要があります。

がありますので、事前に組合事務所へお問い合わせください。

霊園内での客引き行為は条例で禁止しています。霊園内で客引き等の迷惑行為にあわれた場合は、組合事務所にご連絡ください。

また、墓石の施工等で石材店が霊園内で作業していることなどがありますが、使用者の皆様が石材店に声をかけたりすることもお控えください。

### 困障（巻石）や墓碑等を設置する場合

墓所に建立される墓碑等については、その寸法や刻入文字に制限があります。石材業者との契約前に必ずこの制限を確認してください。

困障（巻石）や墓碑等を設置する場合は、使用者と施工業者（石材業者等）との連名で施工の7日前までに臨時使用許可申請書等を提出していただきます。

軽微な工事等であっても、工事をする場合は必ず申請が必要です。（ただし、軽微な工事等の場合は、申請書当日に施工できることもあります。）

石材業者に施工依頼される時は、墓所使用許可書を確認のうえ、墓所使用者名、墓所番号、許可番号などを正確にお伝えください。

お盆・お彼岸の期間中、年末年始、土、日、祝等は、墓参者との事故防止のため、工事施工は禁止しておりますので、あらかじめご了承ください。

※ 墓碑等工事に必要な書類

「霊園臨時使用許可申請書」

「墓石等建立図」

「CAD図面等の詳細図」等

### 墓石等に刻入する文字について

「墓碑等には、建立者として墓所使用者の姓名を記し、家名を記すときは、墓所使用者の姓とする」

「使用者以外の者を記すこと」、「使用者の姓以外の姓を家名として記すこと」

これらは原則許可することはできません。特別なご事情がある場合は、事前に必ず、組合にご相談ください。

霊標への故人名の刻入など、墓碑等に刻入する場合は、図面に墓所使用者との続柄を記入してください。使用者との続柄が確認できない場合は申請を受理することができませんので、ご注意ください。

直系親族以外の者を刻入しようとする場合は、祭祀の事情を確認させていただきますので、事前に必ず組合に確認をし、許可を受けてください。事情によっては許可することができない場合がありますので、ご注意ください。

### 墓碑等を設置する場合の制限

飯盛霊園墓碑等設置基準表

区	列	種別	囲障(巻石)の高さ (組合の定める基準点より)	墓碑の高さ (巻石上面より)	玉垣の高さ (巻石上面より)	植栽
1区	全域	平面墓所	50cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
2区	全域	規格墓所	基準図(1)による		設置できない	50cm以下
3区	1~24列	平面墓所	50cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
	25~28列		30cm以下			
4区	1~28列		50cm以下			
	30~35列		30cm以下			
5~6区	全域					
7区	12列以外					
7区	12列	壁型墓所	基準図(2)による		設置できない	50cm以下
8~11区	全域	平面墓所	30cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
12区	1-4 7~10列					
13区	1-4列					
12区	2-3 5-6列	スロープ墓所	施工参考図による			
13区	2-3 5~9列					
13区	12-13列	芝生墓所	設置できない	基準図(3)による	設置できない	植栽できない

※他所より移転するものを除く

- (1) 囲障（巻石）は境界からそれぞれ1 c m以上控えて設置してください。
- (2) 囲障の基準点は、全体の景観や排水傾斜等を考慮して組合で定めています。  
地形によっては、仕上がり階段状になる箇所や、隣接墓所と高さを合わせるために基準以上の寸法（高さ）を必要とする場合がありますので、あらかじめ組合に基準点の確認をしてください。  
墓参路 GL から巻石上面までの設置高は、地形によって異なります。組合の指示に従って設置してください。
- (3) 既に設置されている囲障等が基準以上の寸法で施工されていた場合でも、新たに設置する場合は現在の基準に合わせて施工してください。
- (4) 他所より移転する墓石が組合の規格を超える場合は、墓石が現在設置されている状態の写真を添付してください。
- (5) 墓所内に設置する付属品の高さ制限は、墓碑の高さを基準としますが、その設置物が囲障（巻石）の上面にかかる場合は玉垣の高さ制限を適用します。  
灯籠や霊標などを設置しようとする時、土台部分が囲障内にあっても傘部分などが囲障上の空間にかかる場合は、玉垣の制限高を適用し、基準外の施工となり許可することができませんので、設置位置については事前に十分確認してください。
- (6) 巻石と玉垣を一体のデザインで作る場合は、囲障の制限高と玉垣の制限高の合計を施工の上限としますので、事前に組合にご相談ください。  
※高さが玉垣の制限高以内のものは巻石上面に設置できますが、万一設置物の角が墓参者に触れたりした場合、ケガをする恐れもあります。危険防止のため極力内側に控えて設置していただきますようご協力をお願いします。  
※1区の1.2㎡墓所については、例外として巻石上面に霊標を設置することができます。
- (7) 使用墓所内に犬、猫等のペット類の埋蔵を想起させるようなモニュメント類の設置、刻入等は一切できません。  
(単なるオブジェとしての設置は可)

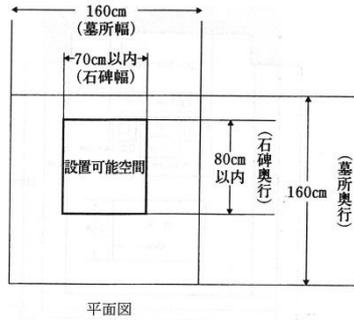


**基準図(3) 芝生墓所における墓碑等建立基準図**

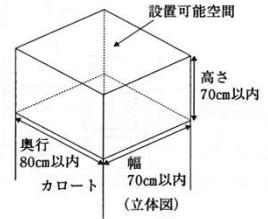
墓碑は前面墓参路に面して建立すること。

別紙図面Ⅲ

芝生墓所における墓碑等建立基準図

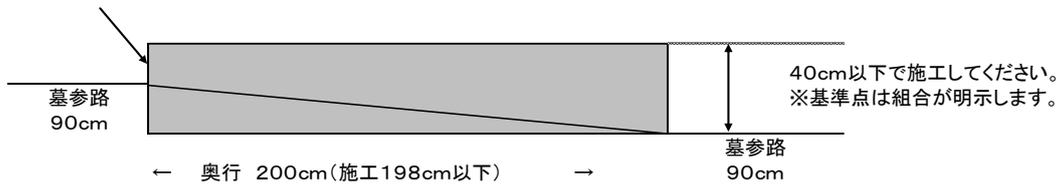


- 1 石碑等はカロート上部の設置可能空間内で設置してください。  
(幅70cm、奥行80cm、高さ70cm)
- 2 花立、ローソク立て、水鉢等も上記設置可能空間内に設置してください。
- 3 上記設置可能空間以外に生垣、囲障等を設置したり、植栽をすることはできません。
- 4 ローソク立等、火気使用物を設置する場合は、火災にならないよう配慮したものを設置してください。
- 5 カロートの変更はできません。



**施工参考図 スロープ墓所における巻石施工参考図**

※巻石を水平施工した場合、後面の高さは、各墓所の傾斜によって異なります。



## お願い

### お供えについて

墓所内に供物やコップ類を放置されますと、カラスや野生動物が供物を食い荒らし、供花や花筒、線香立てなどを散乱させるといった被害が増加することになります。

供物やコップ類は風によっても散乱し、墓所周辺を汚したり、ガラス類が飛散したり大変危険なものとなります。

カラスや野生動物からの被害を減らすため、また、霊園の清潔保持のため、供物は必ず持ち帰ってください。

### ゴミの減量について

本組合ではゴミの減量をめざし、落葉、剪定枝等に発酵肥料などを加え、「腐葉土」を作っています。この腐葉土は園内の植栽に使用しています。家庭菜園などにも使用できますので、ご自由にお持ち帰りください。

また、墓参の際にお持ちいただいたものは、できるだけお持ち帰りください。ごみ箱に食べ物が入っているとカラスや野生動物が食い荒らす原因となります。ゴミの減量にご協力いただきますようお願いいたします。

### お持ち帰りいただくもの

- ・お菓子、くだもの等の供物
- ・ペットボトルや弁当の空き箱など

### 園内で捨てられるもの

- ・墓参の際に処理された墓所内の雑草や樹木の剪定枝は、近くのゴミ箱の横に

置いてください。墓参路に放置しないでください。

- ・不要になった卒塔婆は組合事務所までお持ちください。

### 手桶などの用具について

手桶やひしゃくなどの用具は、使用后、所定の場所に戻してください。

### ペットを連れての墓参について

ペットと一緒に墓参される場合は、必ずリード等でつなぎ、放すことがないようにしてください。

霊園内でペットを放されますと、他の墓参者が怖い思いをしたり、糞の不始末など大変迷惑となったりします。

ペットと一緒に墓参される場合は、同伴者としての責任ある管理をお願いします。

### 墓参の際のご注意

お墓参りをしている間に、駐車中の車内が荒らされるという事件が発生しております。

車を止めてお墓参りをされるときは、しっかりと鍵をかけるとともに、貴重品を残さないようにしてください。

また、墓参中の置き引き被害に遭わないために、墓参の際には手荷物から目を離さないようにしてください。

### 火災の予防について

線香やロウソクの火は少量でも火災の原因となります。火の取扱いには十分ご注意ください。

## その他

### 墓所位置照会業務について

墓参に来られたご親族の方が、墓所の位置が分からず、お困りの場合がございます。

このような場合、当霊園では墓地管理の一環として、故人のお名前や使用者のお名前を確認し、ご使用の墓所をお伝えする「墓所位置照会業務」を実施しております。

この業務を不要とされる使用者の方は、組合事務所に「照会業務停止」のご連絡をいただきますようお願いいたします。

### 霊園だよりの発行について

使用者の方に、年に1度「霊園だより」をお届けします。各種手続きなどに変更があった場合は、霊園だよりでお知らせします。

### ホームページについて

組合ホームページでも様々な情報をお知らせしておりますので、ご利用ください。

#### 飯盛霊園組合ウェブサイト

<https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

## 飯盛霊園条例 (抜粋)

(使用許可)

第4条 霊園を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第5条 霊園の諸施設は、祭祀、工事等のために管理者の許可を得て臨時に使用する場合のほか、その本来の目的以外に使用してはならない。

(埋蔵物の制限)

第6条 墓所は焼骨の埋蔵の目的以外に使用してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(公募)

第7条 管理者は、墓所の使用許可の申請、又は使用予約の申込みを受けようとするときは、霊園の名称、所在地、墓所の規模及び数等を公示して使用者を募集する。

(墓所の面積及び制限)

第9条 墓所の面積は、1区画当たり1平方メートル以上20平方メートル以下とし、その使用は、1人につき1区画とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の承継)

第10条 墓所の使用権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する場合のほか、これを移転することができない。

2 前項の規定により、使用権の承継を必要とするときは、その旨を届け出て管

理者の許可を受けなければならない。

(改葬又は移転命令)

第 11 条 管理者は、霊園の管理その他事業執行上必要があるときは、使用墓所の改葬又は別在物件の移転を命ずることができる。この場合において管理者は、使用者にその旨を予告し、替地及び改葬、又は移転に要する損失を補償するものとする。

(使用墓所の返還)

第 12 条 使用者は、使用墓所が不要となったときは、直ちにその旨を管理者に届け出るとともに、原状に復し、返還するものとする。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めたときは、現状のままで返還することができる。

(使用許可の取消し)

第 13 条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は使用許可を取消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 許可を受けた日から使用せず、又は碑表、若しくは囲障を設置することなく 3 年を経過したとき。ただし、別表第 1 の項に掲げる芝生（以下「芝生墓所」という。）を除く。
- (3) 4 年間維持費を納付しなかったとき。
- (4) 管理者の許可なく使用权を譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) 法令、又はこの条例、若しくは、この条例に基づく指示に違反したとき。

2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、その場所を原

状に復し返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わないときは、管理者においてこれを執行し、その費用を徴収する。ただし、管理者はやむを得ない事情があると認めたときは、これを徴収しないことができる。

(使用権の消滅)

第14条 墓所の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用権は消滅する。

(1) 使用者が死亡した日から起算して4年を経過しても祭祀を主宰する者がな  
いとき。

(2) 使用者が住所不明となり、7年を経過したとき。

(無縁墓所の改葬)

第15条 前条の規定により使用権が消滅したときは、管理者は、その墓所を無縁墓所とみなし、管理者の定める場所に改葬し、又は所在物件の移転を行うことができる。

(許可書の交付及び手数料等)

第18条 管理者は、使用者に対し、規則で定める使用許可書を交付する。

2 墓所を承継使用しようとする者は使用許可書の書換えを、また使用許可書を紛失した者は、再交付を受けなければならない。

3 墓所に埋蔵をしようとする者は墓所使用許可書及び埋蔵歴記録帳を提示し、埋蔵事項の記入を受けなければならない。

4 管理者は、前項の規定により埋蔵した遺骨を、他の墓地等に改葬、又は分骨

しようとする使用者に対し、埋蔵証明書を交付する。

5 前3項に規定する書換え、若しくは再交付、又は埋蔵事項の記入、若しくは埋蔵証明書の交付をするときは、次の区分により手数料を徴収する。

区分	手数料
書替え	1件につき 3,000円
再交付	1件につき 810円
埋蔵	1体につき 800円
埋蔵証明書	1通につき 300円

(維持費)

第19条 使用者は、霊園の管理（墓所の清掃及び墓碑等の管理を除く。）に要する経費として、使用墓所の面積1平方メートルにつき、年額2,546円（芝生墓所にあつては墓所の清掃を含め、1区画につき、年額10,180円）の維持費を納付しなければならない。ただし、維持費を算定する場合において、使用墓所の面積に0.1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとし、当該面積に年額を乗じて得た額に、10円未満の端数が生じたときはその端数は切り捨てるものとする。

2 前項の維持費は、3年分又は20年分（以下「長期分納維持費」という。）ずつに前納するものとし、初回分については使用許可の際これを徴収する。

(既納の使用料及び維持費の不還付)

第20条 既納の使用料及び維持費は還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を使用者に還付することができる。

(1) 使用料については、使用者が使用許可を受けたのち、その墓所の全部を返還したときは、次の区分による額

経過年数	還付額	
	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の年数	既納使用料の 3分の2の額	既納使用料の 3分の1の額
3年を超え 6年以内の年数	既納使用料の 2分の1の額	既納使用料の 4分の1の額
6年を超える年数	既納使用料の 3分の1の額	既納使用料の 6分の1の額

(2) 維持費については、経過年数（1年未満の端数は1年とする。）分に相当する額を減じた額

（禁止行為）

第22条 霊園内において次の行為をしてはならない。ただし、管理者が管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は樹木を折損すること。
- (4) 工作物を設けること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 客引き、行商、募金その他これらに類する行為をすること。

- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (10) 霊園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が禁止する行為

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条又は第6条の規定に違反した者
- (2) 第22条に違反して同条各号に掲げる行為をした者

2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各項の過料を科する。

## 飯盛霊園条例施行規則 (抜粋)

(施設の設置)

第4条 墓所の使用者（芝生墓所の使用者を除く。）は、使用場所の区画を明らかにするため、囲障を設置しなければならない。

2 墓碑等を設置する際は、墓碑等に建立者として使用者の姓名を記し、その墓

碑等に家名を記すときは、使用者の姓とすること。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(埋蔵又は改葬及びその手続)

第 10 条 条例第 6 条に規定する埋蔵物は、次のとおりとする。

- (1) 焼骨
- (2) 遺髪、爪等
- (3) 焼骨を埋蔵してあった部分の土

2 使用者が埋蔵しようとするときは、墓所使用許可書に火葬許可証、改葬許可証又は分骨を証する書類を添え、埋蔵許可申請書を管理者に提出し、埋蔵歴記録帳に埋蔵事項の記入を受けなければならない。

3 条例第 18 条第 4 項の規定により埋蔵証明書の交付を受けようとする者は、埋蔵証明申請書を管理者に提出しなければならない。